

石川県公報

令和2年11月20日

第13359号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○石川県議会定例会の招集	(財 政 課) 1	○道路の占用を制限する区域の指定	(同) 5
○一般競争入札の落札者等	(医療対策課) 1	○県有財産売払入札公告	(管 財 課) 5
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定	(水 産 課) 2	○大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経営支援課) 7
○土地収用法に基づく事業の認定	(監 理 課) 2	○道路の位置の指定公告	(建築住宅課) 9
○県道の供用の開始	(道路整備課) 4		

告 示

石川県告示第386号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和2年第5回石川県議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 招集期日
令和2年11月30日
- 場所
金沢市

石川県告示第387号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和2年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
FPD一般撮影用X線装置一式の納入及び保守点検業務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和2年10月1日
- 落札者の名称及び所在地
丸文通商株式会社金沢支店
金沢市松島1丁目40番地
- 落札金額
84,141,200円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年8月21日

石川県告示第388号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和2年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 珠洲北部加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市高屋町23字9番地2 番匠 栄作

珠洲市高屋町12字7番地1 井上 一

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区(高屋町、笹波町、石神町、馬縹町、大谷町、長橋町、片岩町、清水町及び仁江町の区域に限る。)

(3) 区分

総トン数2.5トン以上の漁船により、主として刺網を使用して営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

令和2年10月23日

2 蛸島加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市蛸島町夕部14番地 田川 益蔵

珠洲市蛸島町ネ部62番地 小泊十六号定置網株式会社

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区(正院町正院、正院町川尻、蛸島町、三崎町雲津、三崎町小泊、三崎町伏見、三崎町高波、三崎町引砂及び三崎町宇治の区域に限る。)

(3) 区分

大型定置漁業

(4) 同令第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

令和2年10月23日

石川県告示第389号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和2年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 起業者の名称

川北町

2 事業の種類

川北町多目的運動公園(仮称)整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

能美郡川北町字壺ツ屋地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたもの

である。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、能美郡川北町字壱ツ屋地内を起業地とする「川北町多目的運動公園(仮称)整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である川北町(以下「起業者」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第2項の普通地方公共団体である。

起業者は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

川北町は、加賀平野のほぼ中央部に位置し、霊峰白山を源とする手取川の右岸に沿って東西に拓かれた水田が連なる平地農村である。同町では、学校・保育所の増改築、全小学校区への児童館の整備、子育てガイドブックや子育てアプリを活用した子育て施策に関する情報発信、子どもの医療費助成事業の充実などといった子育て支援策に加えて、公共料金の低廉化などといった同町独自の各種施策を推進しており、金沢市や小松市が通勤圏内であるといった交通の利便性も相まって、昭和55年の町制施行時においては約4,300人であった人口が、本年には約6,200人にまで増加している。全国的には少子高齢化が進行する中、同町においては、30歳代から40歳代のいわゆる子育て世代の人口比率が昭和60年と同等の高い水準で維持されており、これに伴い、年少(0~14歳)人口の比率は県内で最も高い数値を示している。

こうしたことから、現在、同町では、学童野球、ジュニアサッカー、卓球クラブなど、屋内外に関わらず多くの競技団体が活発に活動しており、同町が主催する社会体育大会にも約1,000人の町民が集まるなど、スポーツ活動が盛んにおこなわれている。その中でも屋外の競技については、学童野球、ジュニアサッカーのほか、野球協会、サッカー協会、ソフトボール協会、陸上協会などといった団体があり、簡易グラウンドや小中学校4校のグラウンドを利用しているが、競技スペースが重複するといった手狭な状況で活動していることや、競技によっては大会や練習試合を開催できる施設が町内にないことから、満足に活動ができない競技団体があるといった状況となっている。

また、川北中学校では、同校のグラウンドにおいて、野球部、ソフトボール部、陸上部が同時に活動しているため、活動範囲の重複による事故の危険性が懸念されているところであり、さらに、同校のグラウンドを会場として実施している社会体育大会では、地区毎の収集人数の縮小や、競技に制限を設ける必要があるといった状況となっている。

加えて、同町において整備されている公園は、その大部分が小規模な施設であることから、児童の遊び場や、高齢者までの幅広い世代が交流の場として利用できる広場の整備が喫緊の課題となっている。

このような状況の中、平成27年に実施した川北町版総合戦略等策定にかかるアンケート調査では、「気軽に取り組めるスポーツ活動の充実」、「スポーツ活動を進める施設の充実」、「児童館・公園等の子供の遊び場の充実」を求める意見が多く、他方、競技団体を対象として毎年実施しているアンケートでは、「練習や大会の開催ができる芝生の運動場」の整備が求められており、地区の自治会からは、「多世代が集まり散歩等ができる広場」などの整備に関する要望書が提出されている。

こうした意見等を踏まえ、同町では、平成28年3月に策定した川北町版総合戦略(本年3月改定)において、「多世代がずっと住み続けられるまちをめざす」ことを基本目標の1つとして掲げ、具体的な施策として、「施設利用状況や町民ニーズを踏まえ、既存施設のリニューアルや多世代の方々気軽に集い、楽しめる多目的運動公園の整備を推進」することとしている。

本件事業の完成により、各競技団体や川北中学校運動部が活動する場所が確保されるとともに、社会体育大会等のスポーツイベントの会場が確保されることに加えて、近隣住民が遊び場や交流の場など多目的に利用できる広場が整備されることとなり、多世代に渡るスポーツ活動の推進や地域のコミュニティの強化に寄与する

ものである。

また、本年3月に一部修正された川北町地域防災計画では、防災上必要な公共建築物として「大規模災害時には一時避難所として活用でき、また、防災拠点地としてヘリポートなどにも利用できる多目的運動公園」を整備することとしており、本件事業により整備される施設は、緊急対応機能を備えた施設として整備されるものであることから、防災・減災対策の強化にも寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が動植物、埋蔵文化財等に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に規定する対象事業の要件には該当していない。また、本件事業の起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されておらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による保護のために特別な措置を講ずべき動植物も確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

- (ア) 既存施設との機能連携を図る観点から、周辺の屋内運動場や小中学校などから徒歩での往来が可能な範囲内であること。
- (イ) 水害等の影響を受けにくく、地盤が強固であり、スポーツコート整備に必要とされる平坦性が確保できること。
- (ウ) 主要道路や既存の駐車場からのアクセスが容易であること。

などの条件を全て満たす3箇所の候補地で比較検討した結果、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に勘案すると、申請案は、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

年少から子育て世代までの人口割合が高い水準で維持されながら人口が増加していることにより、各競技団体等が活動する場所、スポーツイベントの会場、多世代が遊び場や交流の場などとして多目的に利用できる広場の整備が喫緊の課題となっていることから、多世代に渡るスポーツ活動の推進や地域のコミュニティの強化のため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

川北町教育委員会事務局社会教育課

石川県告示第390号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和2年11月20日から同年12月4日まで縦覧に供する。

令和2年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
金沢停車場北線	金沢市堀川町505番地先から 金沢市昌永町612番1地先まで	令和2年11月23日	県央土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、令和2年11月20日から同年12月4日まで縦覧に供する。

令和2年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	金沢停車場北線	金沢市堀川町505番地先から 金沢市昌永町612番1地先まで	県央土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年11月20日

公 告

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所在地番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	加賀市山中温泉湯の本町ク32番2、 加賀市山中温泉富士見町オ11番2	土地	宅地	179.58㎡	5,060,000円
2	金沢市岸川町へ29番	土地	宅地	904.39㎡	17,100,000円
3	七尾市本府中町カ40番3	土地	宅地	199.01㎡	4,950,000円
4	七尾市矢田町式四号白土6番36	土地	宅地	168.86㎡	2,000,000円
5	輪島市堀町壱五字2番52	土地	宅地	273.08㎡	1,270,000円
6	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番4	土地	宅地	162.30㎡	448,000円
7	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番5	土地	宅地	162.02㎡	526,000円
8	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番9	土地	宅地	161.35㎡	435,000円

9	鳳珠郡能登町字上町は部24番3、 鳳珠郡能登町字上町り部12番3、16番、17番、 鳳珠郡能登町字天坂へ部1番	土 地	雑種地	597.34㎡	2,080,000円
---	---	-----	-----	---------	------------

2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入 札 日 時	入 札 場 所	開 札
3	令和2年12月17日(木)	午後1時30分	七尾市本府中町ソ27番9 中能登土木総合事務所入札室(1階)
4		午後3時	
9	令和2年12月18日(金)	午後1時	輪島市三井町洲衛10部11番1 奥能登土木総合事務所分室入札室(1階)
5		午後2時	
6		午後3時	
7		午後4時	
8		午後5時	
2	令和2年12月21日(月)	午前10時30分	金沢市鞍月1丁目1番地
1		午後1時30分	石川県庁行政庁舎603会議室(6階)

3 現地説明の日時及び場所

物件番号	所在地番(現地説明の場所)	現 地 説 明 日 時	
9	鳳珠郡能登町字上町は部24番3、 鳳珠郡能登町字上町り部12番3、16番、17番、 鳳珠郡能登町字天坂へ部1番	令和2年11月27日(金)	午後1時30分
2	金沢市岸川町へ29番	令和2年11月30日(月)	午後1時30分

上記以外の各物件については、個別に現地説明を実施する。現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込むこと。

(1) 申込期間

令和2年11月20日(金)から同年12月4日(金)までの石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 実施期間

令和2年11月24日(火)から同月26日(木)まで及び同年12月1日(火)から同月7日(月)までの県の休日を除く毎日午前11時から午後4時まで

(3) 申込先

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和2年11月20日(金)から同年12月7日(月)までの県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

名 称	住 所	電話番号
石川県総務部管財課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1266
南加賀土木総合事務所 大聖寺土木事務所	加賀市幸町2丁目77	0761-72-0491
中能登土木総合事務所	七尾市本府中町ソ27番9	0767-52-5100
奥能登土木総合事務所	輪島市河井町22部1-1	0768-22-0567
奥能登土木総合事務所分室	輪島市三井町洲衛10部11番1	0768-26-2350
奥能登土木総合事務所 珠洲土木事務所	珠洲市野々江町シの部32番地	0768-82-2165

6 入札参加申込みの方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県総務部管財課資産活用室まで持参し、又は郵送しなければならない。

(2) 受領期限

令和2年12月7日(月)午後5時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

7 その他

(1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書、その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。)以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(5) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日(契約締結の日から30日以内)までに納入すること。

(6) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和2年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
SUVLAND金沢
石川県野々市市御経塚4丁目158番 他8筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社林家族 代表取締役 林 高生
愛知県名古屋市中区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー40階
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ネクステージ 代表取締役 広田 靖治
愛知県名古屋市中区新栄町一丁目1番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年7月11日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,818平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 24台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 2台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 200平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 11立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前8時から午後9時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時30分から午後9時30分まで
- 7 届出年月日
令和2年11月10日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市企画振興部産業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
令和2年11月20日から令和3年3月20日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和3年3月20日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 11 月 20 日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市外日角ハ26番12	幅員 6.00m 延長 55.80m	羽咋郡志賀町高浜町ヤの141番地 有限会社大生地建	令和 2 年 11 月 6 日

